

■標準仕様（平成25年版 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）抜粋）

第5編 給排水衛生設備工事

第1章 機材 第2節 ポンプ

	仕 様	解 説
1.2.3 小形給水 ポンプ ユニット	<p>(a) 本項は、定格出力の合計が7.5kW以下の給水ポンプユニットに適用する。</p> <p>(b) 本ユニットは、ポンプ2台、圧力発信器等、制御盤、圧力タンク、電動機、共通ベース等から構成されるものとする。</p> <p>(c) 制御方式は、吐出し圧力一定制御又は末端圧力推定制御とし、適用は特記による。</p> <p>なお、少水量停止機能を有し、少水量停止時は、圧力タンクの圧力により給水が行われるものとする。</p> <p>(1) 吐出し圧力一定制御 圧力発信器等からの信号によりインバーター制御を行い、吐出し圧力を一定にして圧力を制御する方式</p> <p>(2) 末端圧力推定制御 圧力発信器等からの信号によりインバーター制御を行い、末端圧力が一定となる吐出し圧力を推定して圧力を制御する方式</p> <p>(d) 運転方式は特記とし、ポンプの切換えは少水量停止時に自動的に行われるものとする。また、24時間強制ローテーション機能の適用は特記による。</p> <p>(e) ポンプは、主軸と電動機を直結した電動機直動形とし、ポンプ本体及び羽根車の材質は、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）のSUS 304又はJIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）のSCS 13によるものとする。また、主軸の材質は、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）のSUS 403若しくはSUS 304によるものとする。</p> <p>(f) 圧力発信器等は、圧力を受圧エレメントで検出し、制御信号を発信するものとする。</p> <p>(g) 制御盤は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(h) 圧力タンクは隔膜式とし、タンク本体は鋼板製で、接液部の防錆は樹脂粉体コーティング、樹脂ライニング、樹脂シート貼り等とし、衛生上無害なものとする。</p> <p>(i) 電動機は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(j) 付属品は、次のものを備える。ただし、吸込側に押込圧力を有する場合は、(イ)、(ロ)及び(ハ)を、自吸式の場合は、(イ)及び(ロ)を付属品から除く。</p> <p>(イ) フート弁（呼び径は、特記による。） 1個 ストレーナ付きで、床上から鎖等により弁の操作が可能な構造のものとし、本体はステンレス製、青銅製又は合成樹脂製、操作用の鎖等はステンレス製とする。</p> <p>(ロ) 呼び水じょうご（コック又はバルブ付き）又は呼水栓 1組</p> <p>(ハ) サクションカバー（鋳鉄製又は鋼板製） 1組</p> <p>(ニ) 圧力計 1組</p> <p>(ホ) 連成計 2組</p> <p>(ヘ) 空気抜きコック又はバルブ（必要のある場合） 2組</p> <p>(ト) ドレン抜きコック又はバルブ 一式</p> <p>(チ) 銘板 一式</p>	<p>インバーター制御 定格出力：合計7.5kW以下</p> <p>吐出し圧力一定又は末端圧力一定</p>

公共建築工事標準仕様

	仕 様	解 説
1.2.4 水 道 用 直 結 加 圧 形 ポ ン プ ユ ニ ッ ト	<p>(a) 水道用直結加圧形ポンプユニットは、本項及びJWWA B 130（水道用直結加圧形ポンプユニット）によるほか、水道事業者の規定によるものとする。</p> <p>(b) 本ユニットは、キャビネット形とし、ポンプ（2台以上）、圧力発信器等、制御盤、圧力タンク、電動機、バルブ類、逆流防止装置等から構成されるものとする。</p> <p>(c) 制御方式は、圧力発信器等からの信号により回転速度制御を行い、末端圧力が一定となる吐出圧力を推定して圧力を制御する末端圧力推定制御とする。また、停電時に配水管の圧力により、直圧給水が出来る構造とする。</p> <p>(d) 運転方式は、自動交互運転又は自動交互・並列運転とし、ポンプの切替えは小水量停止時に自動的に行われるものとする。また、ローテーション機能を備えたものとする。</p> <p>(e) ポンプは主軸と電動機を直結した電動機直動形とし、電動機は製造者の標準仕様とする。</p> <p>(f) ケーシングの材質はJIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）のSUS 304又はJIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）のSCS 13とする。</p> <p>(g) 羽根車の材質は、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）のCAC 406（鉛除去表面処理されたもの）、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）のSUS 304又はJIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）のSCS 13とする。</p> <p>(h) 主軸の材質は、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）のSUS 304、SUS 403、SUS 420J1又はSUS 420J2とする。</p> <p>(i) 圧力発信器等は、圧力を受圧エレメントで検出し、電気信号を発信するものとする。</p> <p>(j) 制御盤は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(k) 圧力タンクは、隔膜式とし、タンク本体は鋼板製で、接液部の防錆は樹脂粉体コーティング、樹脂ライニング、樹脂シート貼り等とし、衛生上無害なものとする。</p> <p>(l) 逆流防止装置は、JWWA B 129（水道用逆流防止弁）又はJWWA B 134（水道用減圧式逆流防止器）によるものとし、特記がない場合は吸込側に設ける。接水部の材質は、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）又はステンレス鋼板とする。</p> <p>(m) バブル類の材質は、JIS H 5120（銅及び銅合金鋳物）、JIS G 4303（ステンレス鋼棒）のSUS 304、JIS G 4305（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）のSUS 304又はJIS G 5121（ステンレス鋼鋳鋼品）のSCS 13とする。</p> <p>(n) 電動機は、製造者の標準仕様とする。</p> <p>(o) 付属品は、次による。</p> <p style="padding-left: 20px;">(イ) 銘板</p>	<p>平成25年版から1.2.4水道用直結加圧形ポンプユニットの仕様が追加されました。</p> <p style="text-align: right;">一式</p>